

日時：平成29年6月8日(木) 4校時

対象：2年6組 男子19名 女子23名

指導教諭：

授業者：

## 1. 題材(テーマ)

### 1) 単元名 第2章 日本国憲法の基本性格

#### 3 基本的人権の保障

##### (1) 基本的人権の性格

##### (2) 「法の下での平等」

##### (3) 「自由権的基本権」 (本時)

##### (4) 「社会権的基本権」

##### (5) 「参政権・人権を確保するための権利」

### 2) 使用教材

教科書 高校政治・経済(実教出版)

資料集 2017 新政治・経済資料(実教出版)

用語集 政治・経済(清水書院)

## 2. 目標

- (1) 日本国憲法における基本的人権保障の基本原則は、「個人の尊重」、つまり「人間の尊厳」と「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障にあることを理解する。
- (2) 「法の下での平等」については、その意義を種々の差別問題を関連させて理解させ、具体的解決策を探らせる。
- (3) 自由権的基本権については、「国家からの自由」、つまり「国家からの干渉、あるいは不作為による侵害を受けないこと」を内容とする自由権であることを理解する。
- (4) 社会権的基本権については、人間の自由や尊厳を確保するために国家・政府に要求することのできる権利であり、国家・政府が積極的に立法等によって保障しなくてはならない権利であることを理解する。
- (5) 参政権・請願権・裁判を受ける権利・損害賠償権等や法定手続きなど国民の権利・自由を確保するための権利が保障されていることを理解する。

## 3. 指導にあたって

### 1) 教材観

この単元は、日本国憲法の三大基本原理の一つである基本的人権の尊重を主題とする。この基本的人権は、憲法自体に規定されているように、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって」(97条)、「享有を妨げられない」、何人も「侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」(11条)、そして「国民の不断の努力によって保持しなければならない」(12条)、まさに崇高な権利である。この立場を強調しつつ、政治と経済の世界歴史的経緯を理念化し、個々の基本的人権保障の根拠を明確化しながら、今後の人権保障のあり方を考察させたい。

## 2) 生徒観

クラスの生徒のほとんどが進学を目指しており、授業に向かう姿勢が非常にまじめである。積極的な発言はそれほど多くはないが、指名するとしっかりと考え発言する生徒が多い。中学校程度の知識はもっており、基礎的な日本国憲法の特徴などは抑えられている。

## 3) 指導法

講義形式の授業を基本とするが、基本的事項を抑え、憲法条文の解説をしながら、実際の判例やわかりやすい例えを示すことで、生徒の理解を深める。また、関連する新聞記事等を随時参考にして、生徒に主体的に考察させたい。

## 4. 評価

- ・ 基本的人権に対する関心を高め、主権者として自らの問題として追求しようとしている。【心・意欲・態度】
- ・ 人権に関する実際の判例やケーススタディにおいて、多面的・多角的に考察し、公正に判断し表現している。【思考・判断】
- ・ 人権にかかわる諸資料を活用し自らの考えをまとめられている。【資料活用の技能・表現】
- ・ 基本的人権の具体的内容及び判例を理解し、その知識を身に付けている。【知識・理解】

## 5. 本時の指導題材:自由権的基本権 人身の自由

### 1) 目標

国際社会において「死刑廃止」が大きな流れとしてある中で、日本では死刑制度が存続していることを理解し、今後どのような方向に進んで行くべきなのかについて考える。

### 2) 本時の展開

段階	学習内容	学習活動	教師の働き ☆指導上の留意点
導入 5分	・ 前回の授業の復習。	・ 事前に決めたグループを作り、授業を開始する。  ・ 人身の自由について理解する。  ・ 無期懲役、終身刑、死刑の違いを確認する。	・ 事前に授業開始時にはグループになっておくように指示をする。  ・ 前時学習の要点を補説し、基礎基本事項の定着を図る。  ・ プリントを配布する。

<p>展開 40分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース1.2の判決を決める。</li> <li>・どのような判決にしたか発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース1.2の事件を自分が裁判官になったつもりで判決を考える。</li> <li>・実際の判決と自分の判決を比べ、適切な判決だったか考える。</li> <li>・資料を読み、ケース1の事件がどれほど凶悪なものだったのか理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法の殺人罪、強盗殺人罪の説明をする。</li> <li>・ケース1.2が実際の事件であることを伝え、1の事件に関する資料を配布する。</li> <li>・ケース1の事件の犯人の裁判での発言を紹介する。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>死刑は人権を侵害していないのか？ 犯罪者には人権がないのだろうか？</p> </div>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死刑制度は廃止か、存続か。</li> <li>・グループで意見をまとめる。</li> <li>・他のグループの意見と自分たちのグループの意見を比較する。</li> <li>・世界の廃止国と存続国について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めに個人での意見をまとめ、その後グループで話し合いをし、死刑制度賛成か、反対かについて考える。</li> <li>・グループの意見を発表する。</li> <li>・他のグループの意見を聞きまとめる。</li> <li>・遺族の気持ちを知る。</li> <li>・世界には死刑廃止国の方が多いことを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の質問の答えを考えながら、死刑制度の是非について考えさせる。</li> <li>・司会と発表者を決めるように声掛けをする。</li> <li>・対立意見を提示し、グループの討論が活発になるようにする。</li> <li>・死刑についての遺族の声を紹介する。</li> <li>・世界の流れを見て、日本の今後の動きを考えさせる。</li> </ul>
<p>まとめ 5分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感想をまとめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答えを出すことが難しいこと、どのような意見を言ってもいいこと（表現の自由）がある。考えて意見を出すことが大切であると理解させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正解はないことを強調して伝える。</li> <li>・これからも自分の意見を出すことを大切にしてほしいことを伝える。</li> </ul>

プリントNo.4

## 第2章 日本国憲法の基本的性格

【教科書P43～P45、P229、230、資料集P65～P68】

## 3 基本的人権の保障

☆今日のテーマ 「死刑制度について考える」

・あなたが裁判員だったらどんな判決をしますか？

## ○ケース1

一人の男が包丁2本を袋に入れ、小学校に乗り込んだ。3階建ての校舎の1階にある2年生の教室に入ると、近くにいる生徒を次々と刺した。教師の一人が抑え込むまでのわずか15分間の間に、児童8人が死亡、教師を含む15人が重軽傷を負った。この犯人はこれまでに逮捕歴が15回、前科が11犯あった。また、精神障害とし、病院にも何度か入院していた。

## ○ケース2

62歳の男性が殺害されて現金11万円が奪われた。室内からは、合計43点の指紋が採取されたが、犯人に結びつくものはなかった。「ふたりの男が被害者宅付近にいた。」という情報から「2人連れの男」が犯人ではないかという推定し、前科者、素行不良者、被害者から多額の金を借りていた者などでアリバイのはっきりしない者を対象に捜査が続けられた。この間、捜査線上に浮かび上がった対象者は、総勢180名前後にものぼった。アリバイ捜査の結果、最後に残った2人を強盗殺人の疑いで逮捕。

	あなたの判決	実際の判決
ケース1		
ケース2		

プリントNo.4-2

◇日本の死刑制度、死をもって罪を償うという考えに賛成ですか、反対ですか。

	賛成	反対
あなたの意見		
他者の意見		

グループの意見・・・ 賛成      o r      反対

自分のグループの理由

他のグループの理由

○今日の授業の感想

# 「付属池田小事件」

## ・事件の概要

大阪教育大学教育学部附属池田小学校に出刃包丁を持った男1名(宅間 守被告人)が、平成13年6月8日(金)の2時間目の授業が終わりに近づいた午前10時過ぎころ、自動車専用門から校内に侵入し、校舎1階にある第2学年と第1学年の教室等において、児童や教員23名を殺傷した。

平成13年9月14日大阪地方検察庁は、被告人を殺人、殺人未遂、建造物侵入及び銃刀法違反で、大阪地方裁判所に起訴した。

【犠牲者】8名[1年男子児童1名 2年女子児童7名]

負傷者 15名[児童13名(男子5名 女子8名) 教員2名]

## ・事件の経過

平成13年6月8日午前10時過ぎころ、犯人は自動車で附属池田小学校南側正門前に至ったが、同所の門が閉まっていたことから、そのまま通り過ぎ、同所から離れた自動車専用門に至り、開いていた同小学校専用門の前に自動車を止め、出刃包丁及び文化包丁の入った緑色ビニール袋を持って、同専用門から同小学校敷地内に立ち入った。

2年南組の担任教員は、体育館の横で、犯人とすれ違い軽く会釈をしたが、犯人は会釈を返さなかったため、保護者でもなく教職員でもないと思っただけにもかかわらず、何らかの雰囲気を感じて振り返るなど、犯人の行く先を確認せず、不審者という認識を抱けなかった。

犯人は、10時10分過ぎころ、2年南組テラス側出入口から担任教員不在の2年南組教室に入り、出刃包丁で5名の児童を突き刺し死に至らしめた。

犯人は2年南組の教室テラス側出入口からテラスに出て東に隣接する2年西組の教室に向かい、10時15分ころテラス側出入口から同教室に入った。当時2年西組では、児童全員前を向いて座り、担任教員は犯人の侵入方向に向いて教卓の席に着いていた。犯人は教室に侵入する際大きな物音をたてたが、2年西組の担任教員は気付かなかった。犯人は侵入したと同時に、3名の児童を次々と突き刺し、うち1名を死に至らしめた。犯人に気付いた、2年西組の担任教員は、悲鳴をあげ、校内放送を用いて誰かに知らせようとしたが、利用を停止した。その後、同教員は、犯人が児童に向かって包丁を突き刺すのを見たが、児童の避難誘導をせず、警察へ通報するため廊下側前のドアから出て事務室に向かって廊下を走っ

た。途中、同教員は、廊下で倒れて苦しんでいる児童(この2年南組児童は他の教員がかかわるまで約6分間放置の状態であり、その後死亡した。)を見たが、そのまま事務室に飛び込み、10時18分(警察より確認済み)、110番に通報した。

同教員は、事務室にて110番に通報した際、警察に事件の詳細を聞かれ、対応に時間がかかった(約8分間)。そのため、警察からの救急車の依頼が遅くなり、警察が、救急車を要請したのは、通報を始めてから5分後であった。

同教員不在の間に、犯人は逃げる児童を追い回し、教室内、出入口付近、廊下で5名の児童を突き刺し又は切り付け、うち1名の児童を死に至らしめた。

次いで、犯人は、2年西組教室後方廊下側出入口から廊下に出て、東隣にある2年東組に向かい、10時15分過ぎころ、2年東組廊下側出入口から教室内に入り、児童2名を出刃包丁で突き刺し又は切り付けた。犯人は、教室内で状況を見た2年東組の担任教員から椅子を持って追い掛けられたことから、テラス側出入口に向かって逃げたが、その途中で教室後方にいた児童1名と、さらに同出入口付近で別の児童1名を突き刺した。

犯人は、教室テラス側出入口からテラスに出たところ、通り掛かった1年南組の担任教員にタックルされ、取り押さえられそうになったことから、同教員を殺害しようと考え、出刃包丁で突き刺した。その際、犯人は2年東組の担任教員から椅子を投げ付けられたものの、これを意に介さず、テラス上にいた児童を見付けて、その児童らを西方向に追い掛け、10時20分ころ、犯人は、1年南組教室内に児童の姿を認め、同教室テラス側出入口から同教室内に入った。それまでの間、3名の教員が1年南組の横を通過したにもかかわらず、1年南組にいた児童に危険を知らせ、避難するように声かけできておらず、避難誘導が行われなかった。犯人は、1年南組教室テラス側出入口から担任教員不在の1年南組教室内に入り、出刃包丁で3名の児童を突き刺し又は切り付け、うち1名を死に至らしめた。さらに、別の児童1名を同教室テラス側前方に追い詰め出刃包丁で突き刺した際、駆けつけた2年南組の担任教員に背後から出刃包丁を持っている右腕をつかまれたが、同教員目掛けて出刃包丁で切り付け、引き続き、出刃包丁を左手に持ち替え、倒れている同児童を突き刺した。

犯人は、10時20分ころ、2年南組の担任教員及び副校長によって殺人未遂の現行犯人として逮捕され、間もなく、現場に到着した警察官に引き渡された。